

包括連携協定に基づいた

旭川市立大学・旭川市立大学短期大学部と

財務省旭川財務事務所の教育研究実施計画書

1. 経済学部等の授業における特別講義

旭川市立大学経済学部等の授業において、旭川財務事務所長による特別講義（国の財政・地域経済・地域金融に関するもの等）を継続して実施していく。

2. 財政教育プログラム

経済学部の「財政論」の授業や「ゼミナール（演習）」において、旭川財務事務所による「財政教育プログラム」を継続して実施していく。

また、旭川市立大学・旭川市立大学短期大学部においては、主に中高生や社会人、退職後に再学習を希望するシニア世代のために、教員が講師として出向く「高大連携・生涯学習支援講座」を提供している（高大連携事業「高校生と生涯学習のための出張講義メニュー」）が、今後更に、小・中学校教育向け広報を充実していくために、旭川財務事務所と相互協力し、情報交換を行う。

地域を共に創生していく一員として、このような出張講義を地域の人々の生きがいに結びつく学習支援につなげ、地域の人材育成や地域教育力の向上に貢献していく。

3. AEL講座等の公開講座

旭川市立大学地域連携研究センターのAEL講座（「旭川市立大学生涯学習エクステンションカレッジ事業」Asahikawa City University Extension College of Lifelong-learning for Local Citizens、略してAEL（あえる））をはじめとする公開講座（オムニバス講義）の講師として、旭川財務事務所の所長又は職員による講義を実施する。

4. 学生による旭川財務事務所への職場見学等

学生が旭川財務事務所を訪問し、若手を中心とした職員との懇談会（学生からの質問に回答する方式）を継続して実施していく。

公立大学法人旭川市立大学として、公務員採用者を増やしていくため、そのきっかけの一つとしたいと考えており、道内の地域人材として育つことも期待できる。

5. 「地域創生・地域活性化」に関する調査研究への相互協力

旭川市立大学地域連携研究センターでは、地域研究に係る共同研究を推進しており、今後、旭川市立大学の地域調査研究に対し、旭川財務事務所は可能な限りにおいて、相互協力（地域経済動向の情報提供等）を行っていく。

以上